

京都市告示第 420 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。

また、同条例第3条第1号の規定に基づき、農業用水路等の起終点を変更します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成21年1月9日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終 点
1	大宮水0006号	北区大宮西山ノ前町3番地地先 北区大宮西山ノ前町5番地地先

(起終点を変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 変更後の終点
1	大宮水0003号	北区大宮西山ノ前町1番地1地先 北区大宮西山ノ前町4番地1地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)